

事業性評価に基づく融資に関する一考察

(株) 中央総合研究所 村山賢誌

地域金融機関には取引先である中小企業に対するコンサルティング能力の向上、そして、近年では事業性評価に基づく融資の促進が求められている。具体的には、「企業の経営改善や事業再生について、金融機関に保証や担保等に必要以上に依存せずに、融資先の経営改善支援等に努めること、監督指針や金融モニタリング基本方針の適正運用、「経営者保証に関するガイドライン」の活用を図ること」（「日本再興戦略」）とされる。

一方で、金融機関のコンサルティング能力の向上実現には複数の問題が指摘されており、それら問題が解消されない下で事業性評価に基づく融資を求めても、その促進は難しいと考える。問題の一つが、信用保証協会による全額保証であり、それが金融機関の審査・モニタリングのインセンティブの低下をもたらすと指摘する先行研究は多い。さらに、信用保証制度設計の見直しの必要性を指摘する先行研究もあり、コンサルティング能力の向上実現には信用保証制度が持つ問題の改善が求められる。

本稿では、創業から5年以内の事業者などの融資申込みに対する融資の流れを整理し、民間金融機関と信用保証協会の対応から全額保証が持つ問題、また、信用保証協会による否決事例から事業性評価の難しさを明らかにする。

それらを基に、保証制度の見直しによる金融機関のコンサルティング能力向上のための方策＝責任共有による部分保証での少額の融資において、金融機関の判断に基づき保証協会が保証を行う。つまり、融資の可否判断に保証協会は関わらず保証を行う、という見直し案である。金融機関は部分保証においてリスクを負うこと、市場での競争と市場の縮小の下、顧客の獲得やその事業継続のためには、“目利き力”を高めて融資案件を増やし、かつ損失を最小限に抑えるために、コンサルティング能力を高めることが求められる。同時に、代位弁済数(ないしは同率)に応じて融資限度額ないしは融資件数を増減させることで、モラルハザードの抑止を図る。

保証協会は、少額融資における審査事務にかかる人員や経費を高額保証案件の審査、条件変更先への経営支援に配置することで中小企業等支援に努めることが可能になる。金融機関は、迅速な融資決定によりサービス向上を図るとともに自行のコンサルティング能力の向上を実現できる。融資を申し込んだ中小企業は迅速に融資の可否判断を得ることで、早期の事業実行や他の資金調達に取り組むことができる、という効果が期待できる。

保証制度の見直しによる事業性評価による融資に向けた環境整備を提案する。